資料４

宮城サイクルツーリズム推進協議会気仙沼地域部会設置要綱

（名称）
第１条　本会は、宮城サイクルツーリズム協議会気仙沼地域部会（以下、「部会」という。）と称する。

（部会の役割）
第２条　部会は、宮城サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）規約第４条第３項の規定により、気仙沼及び南三陸地域（以下、「気仙沼地域」という。）における観光振興施策を始めとした各種施策及び気仙沼地域の実情を踏まえ、気仙沼地域におけるサイクルツーリズムを推進するため、次の各号に掲げる事務を行う。
(1) 気仙沼地域におけるサイクルツーリズムを推進する取組みの検討・実践
(2) 気仙沼地域におけるサイクルツーリズムの推進に関する課題、情報の共有報の共有及び人材のネットワーク化
(3) その他、協議会の設置目的を達成するために必要な事項

（構成）
第３条　部会は、別表に掲げる者をもって構成する。
２　構成員の任期は１年とする。ただし、再任は妨げない。
３　構成員の途中退任における補欠構成員の任期は、前任者の残任期とする。

（部会運営）
第４条　部会には、部会長のほか副部会長を置く。
２　部会長及び副部会長は、構成員の互選により定める。
３　部会長は、部会の座長となり、会議の進行を行う。
４　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は座長がかけたときは、その職務を代理する。
５　部会の会議は、部会長が招集する。
６　部会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、部会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
７　部会に出席した者は、部会の会議において知り得た情報のうち、公開されていない情報を、他に漏らしてはいけない。

（報告）
第５条　部会長は、部会の結果について必要に応じ、協議会の会長へ報告するものとする。
２　部会長は、前項に規定にする報告を行う者について、構成員の中から指名することができる。

（公開）
第６条　部会は原則として公開とし、議事要旨は部会の開催後、速やかにホームページにて公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

（事務局）
第７条　部会の事務局は宮城県気仙沼地方振興事務所地方振興部商工・振興班及び宮城県気仙沼土木事務所道路管理班が行う。
２　事務局は、庶務及び部会の方針に基づく部会関係者及び各団体等と横断的な調整を担う。

（要綱の改正）
第８条　部会は、この要綱を改正する必要があると認めるときは、構成員の同意を得てこれを行うことができる。

（その他）
第９条　この要綱に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会で協議して定める。

附　則
この要綱は、令和８年３月２６日から施行する。

別表

団　体　名	役　職	氏　名	役　割
宮城県	気仙沼地方振興事務所 地方振興部長	渋谷　重光	気仙沼圏域における観光振興施策の助言
宮城県	気仙沼土木事務所 所長	高橋　博幸	県が所管する道路施設の管理・更新に関すること
国土交通省東北地方整備局 仙台河川国道事務所	気仙沼国道維持出張所 所長	高橋　洋人	国が所管する道路施設の管理・更新に関すること
気仙沼市	産業部 観光課長	菅野　拓哉	気仙沼市内における観光振興の施策の提言
気仙沼市	建設部 土木課長	小松　学	気仙沼市が所管する道路施設の管理や更新に関すること
気仙沼市	建設部 都市計画課長	三浦　正嗣	気仙沼市内におけるまちづくりに関する施策の提言
南三陸町	商工観光課長	小野寺　洋明	南三陸町内における観光振興の施策の提言
南三陸町	建設課長	遠藤　和美	南三陸町が所管する道路施設の管理や更新に関すること
気仙沼警察署	交通課長	潮　健吾	気仙沼市内における交通安全に関する施策の実施・助言
南三陸警察署	交通課長	村田　文洋	南三陸町内における交通安全に関する施策の実施・助言
自転車活用施策有識者	大鍋屋本館　館主	熊谷　浩典	気仙沼圏域において自転車を活用した地域振興策のアドバイザー
自転車整備等有識者	自転車と車いすメンテナンスのＭＡＫＥ　店主	小野寺　耕史	自転車のメンテナンスサービスなどの助言

※１　地域部会の事務局は、宮城県気仙沼地方振興事務所地域振興部商工・振興班及び宮城県気仙沼土木事務所道路管理班に置く。

※２　その他、専門的意見が必要なときは、知見を有する有識者に参加を求めることとする。